玉 百さんが

国保の加入

医

療費の状況

三原市国保の平成19年度

度) に加入したため、 医療制度 者数は37,582人で、 歳から65歳の誕生月までに引 加入者は、 約36%でした。 険者が 9割 き下げられたため、一般被保 職者医療制度の適用年齢が75 に減少しています。また、退 人保健該当者だった人が長寿 ・割の構成となっています。 入口に占める加入割合は 平成19年度の平均国保加 (後期高齢者医療制 表1のとおり大幅 退職被保険者が 今年度から老 現在の

八状況

2.173人 平成19年度 平成20年9月末 平成18年度 ※75歳になると、国保を脱退して長寿医療制度に加入します。

14,743人

10,164人

12,675人

24,572人

22,399人

国から高医療都市の指定を受 医療費は特に高い水準にあり、 島県の中でも、三原市の国保 が表2です。医療費の高い広 一人当たりの医療費を、

医療費総額は約223億円で、 なります。 と、年間592、767円と 国保加入者一人当たりにする 全国平均と比較したの 県

しを行わないなど、

財政状況

に一定の改善がみられました。

しかし、

医療の高度化や被

ための財政調整基金の取り崩

の決算では、

財源不足を補う

けています。

ものと予想されます。

医療費がこのまま増え続け

皆さ

後とも厳しい財政状況が続く は年々増加し続けており、 保険者の高齢化により医療費

今

めにも、 心がけ、 れるよう協力をお願いします。 しまいます。 医療費が有効に使わ 人ひとりが健康に そうならないた

んの保険税負担も重くなって ると国保財政が悪化し、

表 2 一人当たりの医療費の推移

てお知らせします。

表 1

37,912人

般

退 職

老

しょう

うことを目的とした制度です。

今回は、国保の事業概要や医療費の状況などについ

けられるように、加入者が保険料を出し合い、

国保は、病気やけがをしたとき、

安心して医療が受

助け合

国保加入者数の推移

15,019人

9,749人

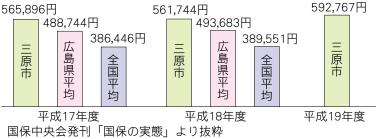
13,144人

していない7歳までの人は、 へしなければなりません。

国民健康保険 (国保) に加

37,582人

|康保険組合や共済組合など職場の健康保険に加入



※平成19年度の広島県平均と全国平均の数値は、現在集計中です。

◎かかりつけ医を持ちま ◎診療時 ◎重複受診はやめまし ◎医師の指示を守りま ◎定期的に健診を受けま しょう よう しょう 間内に受診し

国保財政の状況

平成19年度の国保特別会計

上位所得者

般

市民税非課税

にあたります。

市民税非課税世帯

人(区分 I 以外の人)。

とになります。

問

١J

先

保 険

医

もでき、このときの費用は、後 日国保が加害者に請求するこ

世帯

表 4

表3

自己負担限度額一覧表(70歳未満の人)

150,000円

1%を加算 80,100円

1%を加算

35,400円

自己負担限度額一覧表 (70歳~74歳の市民税非課税世帯の人)

過去1年間で3回目まで

+医療費が500,000円を

超えた場合、超えた額の

+医療費が267,000円を

超えた場合、超えた額の

※上位所得者とは、国保税の課税所得が600万円以上の

世帯、一般とは「上位所得者と市民税非課税」以外の世帯

※同じ世帯で1年間に4回以上高額療養費の支給を受けた ときは、多数該当となり限度額が引き下げられます。

区分I

区分Ⅱ

※区分 I とは、世帯主と国保被保険者が市民税非課税で、

その各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万 円として計算)を差し引いたときに0円となる人。 ※区分Ⅱとは、世帯主と国保被保険者が市民税非課税の

4回目以降

83,400円

44,400円

24,600円

外来+入院(世帯ごと)

15,000円

24,600円

ご存じですか!知っておくと便利な制

医療機関への費用の支払いが一定額までとなるなど、とても便利な制度があります。 入院や出産などの際は、 、多額な費用がかかります。こんなとき、事前に手続きをすれば、

入院するとき

70歳未満の人の場合

税非課税世帯の人が申請する する必要がありません。 額適用認定証」の交付申請を 自己負担限度額表3までとな 口でその月に支払う医療費は、 示してください。 医療機関窓 事前に「国民健康保険 後で高額療養費の申請を 入院時に医療機関に提 市民 限

> 額も減額されます。 併せて入院時の食事負担

表4のとおりです。 減額認定証」を交付申請して ください。 み「限度額適用・標準負担額 合、市民税非課税世帯の人の を持っている人が入院する場 (7)歳~74歳の人の場合) 70歳~74歳で高齢受給者証 自己負担限度額は

※市民税課税世帯の人は、 印鑑

F請場所

階)または各支所地域振興 保険医療課

申請に必要なもの

国民健康保険被保険者証



受給者証を提示するだけで自

印鑑 母子手帳

・通帳(ゆうちょ銀行を除く)

証を使って診療を受けること りするときは、いったん保険 額負担するのが原則です。 とき、その医療費は加害者が全 者)の行為によってけがをした しかし、その賠償が遅れた 交通事故などで第三者(加害

出産するとき

機関の同意があれば、退院時 の支払いは差額分だけとなり 度」を利用してください。医療 り込まれる「受け取り代理制 直接分娩予定の医療機関に振 出産育児一時金(35万円)

か月前から受け付けています。 ます。申請は出産予定日の1

申請場所 保険医療課、 または各支所

申請に必要なもの 地域振興課

国民健康保険被保険者証

交通事故に遭ったとき

被害届」を提出してください 連 国 経し、 保の窓口 この場合には、必ず事前に 「第三者行為による (保険医療課)に

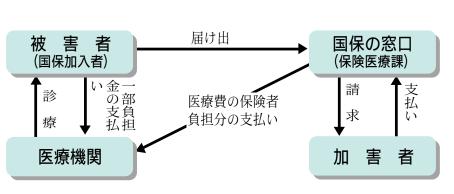
6 療

課 合 わせ

0 5 0

0 8

4



きません。 って診療を受けることは 示談した場合は保険証を使 、を受け取ったり、 ただし、 加害者から治 で

己負担限度額が適用されます 、申請の必要はありません。 (市役所本庁1